

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

施策名	目標6-1 環境リスクの評価				担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室				作成責任者名 (※記入は任意)	上田 康治 長坂 雄一	
施策の概要	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	・化学物質の環境リスク初期評価調査を実施し、環境を経由した化学物質による影響の未然防止を図る。 ・化学物質の内分泌かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施する。 ・子どもの健康と環境に関する全国調査を実施し、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。			目標設定の考え方・根拠	化学物質環境実態調査推進検討会。化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会。中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会。子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画。				政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	24年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
1 化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数	-	-	-	-	115	96	-	-	-	化学物質環境実態調査推進検討会において、化学物質対策に係る関係各課室からの要望物質に基づき化学物質環境実態調査を行う物質数・媒体数については、毎年度選定することとされたため。なお、調査物質等は毎年度省内関係各課室から要望を聴取し決定しているため、26年度以降は未定。		
2 環境リスク初期評価実施物質数	57	H16年度	14	H25年度	19	14	-	-	-	中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において、環境リスク初期評価実施物質数を毎年度更新することとされているため。		
3 子どもの健康と環境に関する全国調査の参加者(親子)数(累積)	-	-	-	-	74,000	100,000	100,000	100,000	100,000	子どもの健康と環境に関する全国調査基本計画に基づき、10万組の親子を対象とし、リクルート3年間、追跡調査13年間にわたる大規模疫学調査を実施する。		
4 化学物質の内分泌かく乱作用に関する試験方法及び評価方法の確立、並びに評価の実施	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当事業において、これまでに開発した試験法をOECDでテストガイドライン化し、平成22年からは、EXTEND2010に沿って、化学物質の選定、個別の物質の試験を実施しており、今後はこの試験結果等を踏まえ、各物質の評価を進めることとしている。そのための情報収集及び調査研究について、目標を数値化して設定し、あるいは事後評価が可能な定性的目標を設定し、評価することは現時点で困難。		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号						
	23年度	24年度										
化学物質環境実態調査費 (1) (関連: 24-41) (昭和49年度)	398 (367)	272 (244)	312	1	<達成手段の概要> 一般環境中の化学物質による汚染状況を具体的に把握するため、化学物質対策関連部署の要望に基づき毎年異なる物質を選定し、調査に必要な分析法の開発、及び地方公共団体への試料採取などの委託により、全国規模での環境調査を実施するとともに、環境残留性が高く環境残留実態の推移の監視が必要な物質については経年的な調査を実施する。 <達成手段の目標(25年度)> 96物質数・媒体数の分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 一般環境中の化学物質による汚染状況を具体的に把握する。	255						
化学物質の内分泌かく乱作用に関する (2) 評価等推進事業(関連: 24-41) (平成19年度)	345	234	199	2	<達成手段の概要> 化学物質の内分泌かく乱作用に関する評価等推進するため、必要な調査研究や試験法の開発、試験等を実施する。 <達成手段の目標(25年度)> 必要な調査研究や試験法の開発等の進展 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各化学物質の内分泌かく乱作用を評価するための手法等を確立する。	253						

<p>(3) 微量化学物質健康影響評価等調査費 (平成8年度)</p>	<p>16</p>	<p>11</p>	<p>10</p>	<p>-</p>	<p><達成手段の概要> 微量な化学物質と健康影響等との関連性についての知見の収集・分析を行うとともに、個体間の遺伝学的な差異にも着目しながら化学物質が及ぼす健康影響についての評価方法及びメカニズム解明方法等についての検討を行う。 <達成手段の目標(25年度)> 遺伝学的な個体差や症状等に着眼して、微量な化学物質による健康影響について評価検討を行う <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化学物質が及ぼす健康影響についての評価、メカニズムの解明</p>	<p>250</p>
<p>(4) 化学物質環境リスク初期評価推進費 (平成9年度)</p>	<p>118 (114)</p>	<p>80 (77)</p>	<p>79</p>		<p><達成手段の概要> 環境リスク初期評価を実施する。 <達成手段の目標(25年度)> 環境リスク初期評価手法の見直しを併せて行うため、環境リスク初期評価実施物質数を前年度比下方修正し14物質とする。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の議論も踏まえ、着実に環境リスク初期評価を実施する。</p>	<p>251</p>
<p>(5) 子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査) (平成14年度)</p>	<p>96 (93)</p>	<p>3,014 (2,867)</p>	<p>3,721</p>		<p><達成手段の概要> 全国で10万組の参加者(親子)を募集・登録し、追跡調査を実施する。 <達成手段の目標(25年度)> 100,000組の参加者(親子)の登録 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> より精緻で大規模な疫学調査を実施する。</p>	<p>252</p>

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

施策名	目標6-2 環境リスクの管理				担当部局名	環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室				作成責任者名 (※記入は任意)	上田 康治 長坂 雄 瀬川 恵子	
施策の概要	化学物質審査規制法(以下、化審法という)に基づき、化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下、化管法という)に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	化学物質について化審法に基づき、リスク評価を実施し、我が国の化学物質管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。				目標設定の考え方・根拠	化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度				政策評価実施予定時期	平成26年6月	
測定指標	基準値	基準年度		目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		23年度	24年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 化学物質ファクトシートの作成・更新数(累計)	-	-	-	-	20	-	-	-	-	化学物質に関する情報は専門的で理解が難しいことから、化管法第17条第4項に基づき、PRTR対象物質について、専門家以外でもわかりやすい情報に整理した化学物質ファクトシートを作成または更新し、WEB上での情報提供を行う。		
2 化学物質アドバイザーの派遣数	-	-	-	-	36	-	-	-	-	化管法第17条第4項及び第5項に基づき、PRTRデータ等について国民の理解を深める。		
3 ダイオキシン類の1日摂取量(pg/kg/day)	4	-	4以下	-	4以下	4以下	4以下	4以下	4以下	「ダイオキシン類対策特別措置法」において、「国及び地方公共団体が講ずるダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量は、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下で政令で定める値とする」とされている。		
4 PRTR対象物質の環境への総排出量(継続物質:トン)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	化管法のPRTR制度により、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進を通じて、環境の保全上の支障を未然に防止するため。		
5 (スクリーニング評価実施物質数/スクリーニング評価対象物質数)×100	-	-	100%	-	100	100	100	100	100	平成23年4月に改正法が全面施行した化審法において、製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、スクリーニング評価をして優先評価化学物質を指定をした上で、段階的に情報収集を求め、国がリスク評価を行う効果的、効率的な体系を導入することとなっているため。		
達成手段(開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー事業番号						
	23年度	24年度										
(1) PRTR制度運用・データ活用事業(平成11年度)	123	94	93	1.3	<達成手段の概要> 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。 <達成手段の目標(25年度)> 化学物質ファクトシート作成・更新物質数20 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化管法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用することにより、関係者の自主的な取組を促進し、PRTR対象化学物質の環境中への排出量を削減するために寄与する。	256						
(2) 地域での化学物質の環境リスク低減支援(関連24-41)(平成23年度)	16	7	12	2	<達成手段の概要> 地域における環境リスク削減をより効果的に進めるために、PRTRデータや各種統計情報を利用した地域の環境リスクに関する情報を地域ごとに示すツール(リスク解析支援ツール)の開発を行うとともに、化学物質アドバイザーによるリスクコミュニケーションを通じて各地域ごとの対策の検討・対策の実施を支援する。 <達成手段の目標(25年度)> 化学物質アドバイザー派遣数36回以上 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 地域住民のリスクコミュニケーションを促進する。	新25-028						
(3) ダイオキシン類総合調査費(平成10年度)	116 (116)	43 (43)	107	3	<達成手段の概要> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析する。 <達成手段の目標(25年度)> ダイオキシン類の1日摂取量を、人の体重1キログラム当たり4ピコグラム以下とする <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各種モニタリング調査のデータを収集・解析することにより、食品や大気、水、土壌などの環境を経由して国民が1日に摂取しているダイオキシン類の量を推計する。	257						
(4) 化学物質審査等事務(平成24年度)	16 (15)	14	13	5	<達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。 <達成手段の目標(24年度)> 製造・輸入数量10t以上の全ての一般化学物質を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価を実施する。	258						

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

施策名	目標6-3 国際協調による取組				担当部局名	環境安全課				作成責任者名 (※記入は任意)	上田 康治	
施策の概要	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や、2013年10月に採択予定の水銀に関する水俣条約などの化学物質関連条約について、関連する施策を推進するとともに、OECD、UNEP等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模での環境汚染の防止の取り組みを推進する。				政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進						
達成すべき目標	POPs条約や水銀に関する水俣条約等の化学物質関連条約に関する施策を推進する。また、OECDやUNEP等の国際機関にむけて、我が国からの情報発信等を行い連携を図るとともに、GHS等を通じた化学物質に関するリスク情報の整備を図る。東アジア地域を対象とした化学物質対策に係る国際協力により、有害化学物質による地球規模の環境汚染防止の取り組みを推進する。			目標設定の考え方・根拠	POPs条約(残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)や水銀に関する水俣条約等の化学物質関係の各条約				政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	23年度			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1	GHSに基づく環境有害性分類を新規に実施した分類物質数		-	-	160	25年度	190	160	160	160	160	既分類物質数の増加が、化学物質の環境に対する有害性情報の充実につながるため。目標値は、平成24年度執行額に対する平成25年度予算額の割合(90%)と平成24年度の分類物質数(180物質)を踏まえ設定したものの。
2	化学物質に関する国際的プロジェクト等への貢献、連携の進捗状況		-	-	-	-	-	-	-	-	-	地球規模での有害物質による汚染の防止のために国際的な協調のもと取組を進めていく必要があるため。
3	アジア太平洋地域における物質管理等の進捗状況		-	-	-	-	-	-	-	-	-	今後化学物質の消費がますます増加すると考えられるアジア太平洋地域において、我が国の技術、知見を活かした貢献を進めていく必要があるため。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号						
	23年度	24年度										
(1)	国際分担金等経費 (平成10年度)		24	19	20	2	<達成手段の概要> POPs条約締約国が義務的に負担するPOPs条約拠出金を拠出する。また、化学物質の評価手法等の国際標準等を開発しているOECD環境保健安全プログラムに対し分担金の拠出を行う。 <達成手段の目標(25年度)> 適切な資金拠出の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> POPsによる環境リスクの削減及び化学物質の安全性に関する国際的な評価手法の開発等のプロジェクトに資する。	259				
(2)	POPs(残留性有機汚染物質)条約 総合推進費 (平成13年度)		196	156	139	3	<達成手段の概要> POPs条約における新たな条約対象物質の追加等、条約の動向に対して我が国として適切に対応していくため、総合的な対応を行う。また、平成24年8月に改定した国内実施計画に基づき、環境中におけるPOPsの残留状況をより正確に把握していく。 <達成手段の目標(25年度)> 119地点で採取した試料について、POPs条約対象物質及び候補物質11物質群を分析 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際的な取組として、条約第16条の有効性評価に資するため、東アジア地域におけるPOPsモニタリング体制の構築に寄与していく。	260				

水銀対策に関する国際及び国内戦略の検討(関連:24-41) (平成19年度)	23	41	52	2	<p><達成手段の概要> 水銀に関する水俣条約の批准に向けた検討を行う。また、途上国の批准を促進するための支援策について検討する。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 水銀に関する水俣条約外交会議での条約への署名 条約の発効に向けた我が国及び途上国での条約批准の推進 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際的な水銀対策の推進に資する。</p>	253
我が国における水銀等の高精度の環境監視(関連:24-41) (平成19年度)	14	11	11	2	<p><達成手段の概要> 我が国における水銀等有害金属の大気中バックグラウンド濃度を測定するとともに、過去の測定結果の整理・分析結果の公表を実施する。 また国際的な水銀等有害金属のモニタリングネットワークへの参加を検討する。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 環境中における水銀等のバックグラウンド濃度の監視 水銀に関する水俣条約外交会議にむけ、H24年度観測結果の適切な時期における公表 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際的な水銀対策の推進に資する。</p>	253
アジア太平洋地域における将来濃度予測(関連:24-41) (平成19年度)	13	12	12	3	<p><達成手段の概要> 東アジア地域等における水銀等有害金属の長距離移動特性のモデル予測を通じ、同地域等における水銀等有害金属の排出量推計を行うことにより、排出削減対策の効果を予測する。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> モデル予測の精緻化 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 今後の国際交渉やアジア太平洋地域における適切な排出削減対策の検討に資する。</p>	253
(6)水銀条約外交会議開催経費	0	0	399	2	<p><達成手段の概要> 平成25年10月に開催される水銀に関する水俣条約外交会議を開催する。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 外交会議の運営計画の策定及び会議の円滑な運営 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際的な水銀対策の推進に資する。</p>	253
(8)化学物質国際動向対応業務(H23:SAICM国内実施計画に係る検討等調査業務) (平成21年度)	18	13	14	2.3	<p><達成手段の概要> H24年度に策定されたSAICM国内実施計画の着実な進捗管理に向けた、進捗状況把握のための指標の検討を実施するとともに、国際機関等における議論へ発信し国際的なSAICMの取組の推進に資する。また、化学物質と環境に関する政策対話を実施し、多様な主体による化学物質の環境安全に係る政策決定プロセスへの参加と円滑な議論の推進を図る。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> SAICM国内実施計画の進捗把握に係る指標の検討 「化学物質と環境に関する政策対話」の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国際的な化学物質管理施策の推進に資する。</p>	261
(9)ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業(関連:24-41) (平成19年度)	23	16	16	2	<p><達成手段の概要> OECD等において安全性に関する取組が進んでいるものの、未だ知見が十分ではないナノ材料について、環境中におけるナノ材料の飛散状況の把握手法の有効性評価に関する実証試験を行う。また、生態毒性や環境ばく露に関する国内外の動向を把握し、知見を収集するとともに、ナノ材料の暴露経路の特定を行いナノの環境中挙動の把握のために必要な環境中ナノ材料の濃度測定地点の特定を進める。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 環境中におけるナノ材料飛散状況の把握手法に関する実証試験の実施及び測定手法確立のための検討の実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 適切なナノ材料の環境リスク評価方法の確立に資する。</p>	253
(11)化学物質の有害性分類・ラベル調査及びラベル情報の提供 (平成21年度)	7	5	4	1	<p><達成手段の概要> GHSによる有害危険性分類が行われていない物質について、環境に対する有害危険性に係る分類を実施する。また、分類基準の見直し等があった既分類の物質について分類結果を見直す。</p> <p><達成手段の目標(25年度)> 160物質について環境危険有害性に係るGHS分を新規に実施 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 適切な化学物質管理に資する。</p>	261

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

施策名	目標6-4 国内における毒ガス弾等対策				担当部局名	環境リスク評価室		作成責任者名 (※記入は任意)	長坂 雄一	
施策の概要	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。				政策体系上の 位置付け	6. 化学物質対策の推進				
達成すべき目標	平成15年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。			目標設定の 考え方・根拠	国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について(平成15年12月16日閣議決定)			政策評価実施予定時期	平成26年6月	
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	24年度		25年度	26年度	27年度	28年度			
1 A事案区域における環境調査等件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	旧軍毒ガス弾等対策の実施状況を示す指標として設定。 地権者からの要望に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。
2 医療手帳交付件数(茨城県神栖市における緊急措置事業)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	健康被害者対策の規模を示す指標として設定。 医療手帳は新規交付や返還を行うものではないため、目標値の設定は困難。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号				
	23年度	24年度								
(1) A事案における環境調査等(平成15年度)	61(3.6)	60(6)	62	1	<達成手段の概要> A事案区域等において環境調査等を行う。 <達成手段の目標> 地下水調査、土壌調査、物理探査、土地改変時における安全確認調査等を実施し、もって、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止に資する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 旧軍毒ガス弾等による被害を未然に防止することにより、国民の安全・安心を確保する。	262				
(2) 健康に関する調査研究(平成15年度)	369.5 (357)	138(130)	138	2	<達成手段の概要> 茨城県神栖市において発生している健康被害について、調査研究を実施する。 <達成手段の目標> これまでの研究成果による知見の集積を元に、適切に研究内容を見直しつつ実施していく。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 有機ヒ素化合物症における症候及び病態の解明を図り、調査対象者の健康不安の解消等に資する。	262				